

長浜市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び同法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定医療機関及び指定介護機関から次のとおり事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 名称（所在地）

[指定医療機関]

- ・ふれあい薬局・大戌亥（長浜市大戌亥町738-7）
- ・ふれあい薬局長浜調剤薬局（長浜市神前町9-35）
- ・ふれあい薬局・とらひめ（長浜市大井町186-2）

[指定介護機関]

- ・ふれあい薬局・大戌亥（長浜市大戌亥町738-7）
（サービスの種類：居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導）
- ・ふれあい薬局・とらひめ（長浜市大井町186-2）
（サービスの種類：居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導）

2 開設者名称又は氏名

株式会社近畿予防医学研究所 代表取締役 広田 周一

3 廃止年月日

令和8年8月31日